

○総務省令第四十五号

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十号）の施行に伴い、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十条第三項第四号の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年四月二十四日

総務大臣 松本 剛明

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異

なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(取締役及び監査役の就任等の届出) 第七條 法第十條第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第一による届出書により行わなければならない。 2 法第十條第三項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 代表取締役、取締役又は監査役の就任にあつては、次に掲げる事項 イ 選任の理由 ロ 任期 ハ 会社と利害関係を有するときは、その明細 ニ 日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役の三分の一以上を占めることとならないための方法を定めている場合（株主総会の議決により会社法第三百二十九條第三項の規定による補欠の取締役又は監査役を選任している場合を含む。）にあつては、その方法 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 代表取締役、取締役又は監査役の就任にあつては、次に掲げる書類 イ 日本の国籍を有しない人以外の人にあつては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する戸籍謄本等その他の当該人であることを証するに足る書面 ロ 日本の国籍を有しない人にあつては、外国政府の発行するその国の国籍を証する書類、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書その他の当該人であることを証するに足る書面 ハ 選任に係る株主総会（代表取締役にあつては、取締役会、次号イにおいて同じ。）の議事録の写し ニ 前項第一号ロに掲げる事項（法律で定められているものを除く。）を示す書類（当該書類を添付できない場合にあつては、当該書類の代わりとして総務大臣が認めるもの） ホ 履歴書 ヘ 取締役及び監査役の一覧を示す書類 ト 日本の国籍を有しない人の取締役又は監査役の総数に占める割合を示す書類 ニ 代表取締役、取締役又は監査役の退任にあつては、次に掲げる書類 イ 解任の場合にあつては、当該解任に係る株主総会の議事録の写し ロ 退任の日を示す書類 ハ 取締役及び監査役の一覧を示す書類 ニ 日本の国籍を有しない人の取締役又は監査役の総数に占める割合を示す書類 三 前項第二号に規定する場合にあつては、同号に掲げる事項を示す書類 4 法第十條第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（当該変更に係	(取締役等の選任等の決議の認可) 第七條 会社は、法第十條第二項の規定により取締役又は監査役の選任の決議の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に選任に関する株主総会の議事録の写し及び選任しようとする取締役又は監査役の履歴書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一 選任しようとする取締役又は監査役の氏名及び住所 二 前号に掲げる者が会社と利害関係を有するときは、その明細 三 選任の理由 2 総務大臣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の九の規定により会社が選任しようとする取締役又は監査役に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七條第八号の二に規定する個人番号を除く。）を利用することができないときは、会社に対し、当該取締役又は監査役が日本の国籍を有することを証するに足る書面を提出させることができる。 3 会社は、法第十條第二項の規定により取締役又は監査役の解任の決議の認可を受けようとするときは、解任しようとする取締役又は監査役の氏名及びその者を解任しようとする理由を記載した申請書に解任に関する株主総会の議事録の写しを添えて、総務大臣に提出しなければならない。

る部分に限る。」を記載した様式第二による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類（当該事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

〔削る〕

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第九条 「略」

（監査等委員会設置会社等である場合の読替え）

第十条 会社が監査等委員会設置会社である場合における第七条の規定の適用については、同条中「監査役」とあるのは、「監査等委員」とする。

2 会社及び地域会社が指名委員会等設置会社である場合における第三条、第八条又は前条の規定の適用については、これらの規定中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

3 会社が指名委員会等設置会社である場合における第七条の規定の適用については、同条中「代表取締役」とあるのは「代表執行役」と、「又は監査役」とあるのは、「執行役又は監査委員」と、「及び監査役」とあるのは、「執行役及び監査委員」とする。

（事業計画の認可）

第十一条 会社及び地域会社は、法第十二条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画（会社にあつては、剰余金の配当に関する方針の記載を含む。）を記載した申請書に収支計画書及び資金計画書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。

2 「略」

様式第一（第7条第1項関係）

（剰余金の処分の決議の認可）

第九条 会社は、法第十一条第一項の規定により剰余金の処分（損失の処理を除く。以下同じ。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書に貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表及び剰余金の処分に關する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 剰余金の配当をする場合 会社法第四百五十四条第一項各号に掲げる事項（同条第二項又は第四項の規定により、それぞれ同条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、それらの事項を含む。）

二 剰余金の額を減少して、資本金の額を増加する場合 会社法第四百五十条第一項各号に掲げる事項

三 剰余金の額を減少して、準備金の額を増加する場合 会社法第四百五十一条第一項各号に掲げる事項

四 任意積立金の積立てその他の剰余金の処分をする場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第五百五十三条第一項各号に掲げる事項

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第十条 「同上」

（指名委員会等設置会社である場合の読替え）

第十条の二 会社及び地域会社が指名委員会等設置会社であるときに、取締役会が執行役に第三条、第八条又は前条に關する業務執行を委任している場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

〔新設〕

2 会社が指名委員会等設置会社である場合における第七条の規定の適用については、同条中「監査役」とあるのは「執行役」と、「株主総会」とあるのは「株主総会又は取締役会」とする。

（事業計画の認可）

第十一条 会社及び地域会社は、法第十二条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に収支計画書及び資金計画書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。

2 「同上」

〔新設〕

代表取締役 就(退) 任届
取締役 査 役

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
代表者氏名
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
なお、担当部署等がある場合は、
当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
。)

代表取締役
次のとおり、 取締役 が就 (退) 任したので、法第10条第3項前段の規定により届け出ます
監査役

氏 名	
住 所	
役 職	
就 (退) 任の 日	
日本の国籍を 有しない人 であるかどうか の別	
第7条第2項 に規定する事 項	

注 1 第7条第2項第2号に掲げる事項について、既に届け出ている事項に変更がない場合又は同一の事項を同時に届け出る場合には、当該既に届け出ている事項又は当該同一の事項を記載した届出書を明記した上でそれと同じである旨の記載とすることができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2（第7条第4項関係）

[新設]

代表取締役
取締役
監査役
届出事項変更届

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
代表者氏名
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス
(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
なお、担当部署等がある場合は、
当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

次のとおり変更をしたので、法第10条第3項後段の規定により届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部改正）

第二条 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和二十八年総理府令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、左の表の上欄に掲げる固定資産について、同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の下欄に規定する方法によつて配分するものとする。			〔同上〕		
固定資産 〔略〕 電気通信事業の用に供する償却資産 〔一〕三 略〕 1 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社の所有する設備 〔2 略〕 〔四 略〕 〔略〕	配分を受ける市町村 〔略〕 当該償却資産が所在する市町村	配分方法 〔略〕 利用回線数にあん分する。 〔略〕 〔略〕 〔略〕	固定資産 〔同上〕 〔同上〕 〔一〕三 同上〕 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の所有する設備 〔2 同上〕 〔四 同上〕 〔同上〕	配分を受ける市町村 〔同上〕 〔同上〕	配分方法 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。					

（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第三条 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(法別表第一の総務省令で定める事務) 第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）別表第一の一の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 〔2〕34 略 35 法別表第一の二十五の項の総務省令で定める事務は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。 〔36〕193 略		(法別表第一の総務省令で定める事務) 第一条 〔同上〕 〔2〕34 同上 35 法別表第一の二十五の項の総務省令で定める事務は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十条第二項の認可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 〔36〕193 同上	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。